

令和8年度

西ノ島町会計年度任用職員採用試験案内

【障がい者対象】(随時募集)

西ノ島町総務課人事職員係
〒684-0303 西ノ島町大字美田600番地4

試験日 申込者と協議のうえ、日程を決定します

受付期間 随時受付

合格発表 随時個別に連絡します(原則郵送)

1. 任用区分、職種、採用予定人員

任用区分	職種	採用予定人数
会計年度任用職員	事務補助員(障がい者対象)	2名程度

※勤務時間・勤務日数・職務内容は相談に応じます。

2. 受験資格

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方、または公的機関において知的障がい者であると判断された方でパソコン(ワード、エクセルなど)が使える方

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- (2)西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験内容

試験科目	内容
人物試験	主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。

4. 受験手続

(1)提出書類：採用試験申込書(※)、受験資格を有することを証明できるものの写し
※申込書は西ノ島町ホームページからダウンロードするか、役場窓口で受領してください。

(2)応募期間

随時受付とし、採用者が募集人数に達したら受付を終了します。

(3)申込みを受理した後に面接予定時刻等について通知します。

5. 合格発表

郵送にて通知します。

6. 採用

(1)「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

(2)合格から採用まで

合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として1年間有効です。

7. その他

(1)受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。

(2)受験手続き、その他この試験については、下記までお問い合わせ下さい。

おと い あ わ せ し け ん も う し こ み し ょ り い て い し ゅ つ き
○お問い合わせ・試験申込書類提出先

しまねけんおきぐんにしのしまちょうおおあざみ た ばんち
〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

にし の し ま ち ょ う や く ば そ う む か じんじしょくいんかかり
西ノ島町役場 総務課 人事職員係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683

E-mail soumuka@town.nishinoshima.shimane.jp